

論文要約

日本古代の自他認識： 認識の実態と形成

梁曉奔

京都大学大学院文学研究科

第一部：自他認識の実態

一章：日唐賤民制の構造と特質——「律比畜産」の意義をめぐって——

本章では、「良賤制」という歴史学概念の有効性と限界を考えることで、西嶋氏と石母田氏に共通する「他者を排除することで自己の存在確認」という論理の濫觴を概観する。そしてその論理によって、奴婢の「売買されるもの」という意義が軽視されたことを提示する。

日唐の奴婢研究はいずれもマルクス史学の階級闘争史観の濃厚な影響を受けて進められてきたものであり、そして方法論的には、法制史・律令比較が圧倒的な主流であり、副次的に古文書を用いて制度の検証がなされた程度である。従って律令（賤民制研究の場合は特に唐律、中でも戸婚律と名例律の比重が高い）という極めて特殊な世界観（「以儒入法」と、現実との齟齬を意識する必要があり、そしてマルクス史観による観測のバイアスを考慮する必要もある。そのために本稿は以下の二点を取り上げる。一つは、日唐賤民内部の階層性の問題であり、もう一つは賤民の売買の問題である。

従来の奴婢内部における階層性とされたものはあくまでも待遇面の違いであり、それを階層の違い、そして階層の上昇を解釈すること自体はマルクス史学の影響を無意識に受けたものである。そもそも「良賤制」とは国家の支配構造を論じるために提示された歴史学概念であり、史実上存在する制度ではない。史実上確認できるのは、奴婢の「律比畜産」・「同於資財」の身分のみである。そしてこの身分の意義を、「良賤制」の論理では賤民制を排除することで良民身分を確保すると捉えてきたが、唐における奴婢貿易の繁盛に注目すれば、それ以外の理解も十分にありうるのである。

唐における異民族奴婢貿易の繁盛に注目すれば、奴婢というのは東アジアという自己完結の世界に止まるものではないことを指摘し、唐律令法の奴婢規定の意義は身分制度の維持よりも、奴婢貿易の規制・管理と、良人が賤民になることによる戸口流失を防止することにあると論じた。それに対し日本の場合はこのような貿易が存在せず、また賤民内部の待遇差も殆ど見られない。この違いを理解するために従来の良賤制とは異なるパラダイムを提示した。

二章：京に上がる蝦夷——朝貢と元日朝賀と節会と——

従来の研究では、宝亀五年の蝦夷入朝を停止する詔までに、東北の蝦夷が毎年定例的に上京朝貢していたとする。朝貢の標準的な流れは、正月の元日朝賀に間に合うように前年の年末ま

でに上京し、元日朝賀へ参列して夷狄らしい振る舞いで帝国構造を演出し、その返礼として正月の節会に参加することが許され、その場で物・位を賜れ、その後東北へ帰るといふ。

しかし本稿では、このような通常的な理解は、かなり乱暴なデータ処理と、明確な理論指向のもとでできたものとする。具体的な検証は本文に譲るが、ここではその根本的な間違い、つまりデータ処理におけるクラスター錯覚と、問題意識として小帝国構造を過剰意識していたことを指摘するに止まる。

そして従来の研究では、九世紀初頭から見える蝦夷（移配俘囚）の儀式参加の復活を、小帝国構造の矮小化と位置付けてきた。しかし本稿では、儀式の場において夷狄らしい振る舞いを何一つ要求されていないこと指摘し、従ってそれ以外に俘囚が儀式の場に出現する理由を求めると論じた。

三章：律令国家の異民族支配——「城傍」に注目して

「城傍」という概念の提示によって、従来の近夷郡・蝦夷郡・蝦夷村の三類型に分類されて説明されてきた律令国家の蝦夷支配について新たな考え方を提示し、城柵による辺境支配と異民族支配の関係について触れる。律令法による異民族支配の方式（「随事商量、不必同之華夏」という特別処理）と、辺境の拡大による内民化する蝦夷の出現と、実質上の辺境線北進の停止と認識上の徳化の及ぶ範囲の拡大を、それぞれ独立して考える必要があることを提示した。そしてこのように従来では一つの事象として捉えることを幾つかの問題に細分すると、それぞれの（当時の知識から理解できる）制度上の整合性と論理上の合理性が見えるようになる。

「城傍」とは本来、唐における異民族支配の方式であり、その特徴は（1）内附する異民族集団を軍鎮の近辺に置いて管理する（2）特別な税制と法制で対応する（3）戦時中に内附異民族を軍事力として動員する。

このような理解を踏まえて律令国家の蝦夷支配を見ると、いわゆる調庸民以外の異民族に対して、律令法的には特別処置を講じており、それが七世紀から少なくとも九世紀まで一貫しているものである（そして五章で見られるように、このような律令法の異民族支配の論理を完全に受け入れるまでには、知識構成の更新によって華夷認識の修正する必要があった）。

四章：律令国家の新羅認識——貞観十一年新羅海賊事件を手がかりに

本章では、律令国家の新羅認識を取り上げる。従来では、新羅を三分類の中の「蕃国」とする認識に基づき、その前史とそれ以降の発展など、多くの研究が積み重ねてきた。しかしその殆どは、民間交流・貿易の実態と国家間のやり取りを混同するものであり、また国粋的・感情的な表現を用いた両者間の関係を描写する文面をそのまま取り入れることが多く見られる。それを受けて本稿は、個別にこれらの問題を検討し、新羅との交流の様子と、新羅認識の形成を見ていきたい。

（1）北九州を中心に活動した新羅人の様子を検討し、新羅に対する敵視が九世紀初頭に再び強調されたのは、その時に新羅人の頻繁な来航によるところが多いことを指摘した。

(2) 貞観年間の新羅に対する敵対意識（特に貞観年間の新羅海賊事件が取り上げられていた）は、当時の天変地異などの現実問題及びその対応とともに見ればそれほど特別なものではなく、史料の偏在性と、中世以降の「神国日本」の認識から要求された部分があると指摘した。

(3) また九世紀まで日本の新羅排除の方式と論理の変化に着目し、そこに知識構成の更新があることを指摘する（護国法会の密教化発展に見える仏教知識の更新と、災異・怪異に対する認識の変遷など）。

第二部：自他認識の形成——知識構成の更新に着目して

五章：日本古代における華夷思想の変遷とその影響——春秋三伝の受容を中心に——

春秋三伝の華夷思想の違いと日本における春秋三伝の受容を考察し、春秋三伝の受容を分岐点に、律令国家の異民族認識が変化することを指摘した。

春秋三伝における華夷思想を、華夷の区別（血縁か文化か）、華夷の関係（攘夷か共存か）を中心に確認し、三者に大きな違いがあることを確認した。

延暦年間以前の日本では、「左氏伝」による華夷観が主流である。それは、血縁による絶対的な華夷区別と、華夷関係においては強烈的な攘夷を主張するものである。このような認識は、律令法の異民族支配の論理とは一致していない。そして公羊伝・穀梁伝の伝来によって、律令法的な異民族支配を裏付ける理論背景が初めて日本に出現し、それが延暦年間の政策転換の理論基礎となったことを提示した。

六章：「国風文化」論再考

現在、十・十一世紀の日本文化は、一般的に「国風文化」とまとめられている。その論理は、九世紀初頭を唐風文化全盛期とするのに対し、遣唐使の廃止によって中国の影響が衰退し、その後日本独自の文化が成立したという考えである。しかしこの認識の背後には、戦後五・六十年代の日本史業界の「日本」と「日本民族」とは何かを追及する明確な問題意識があり、その背景には「日本民族」の「近代化」という史観が存在する。

そして八・九十年代以来、交流史研究の進展によって「国風文化」の成立を東アジア世界における活発な交流活動の中で理解することが常識になるが、そこに方法論の進歩はなく、旧来の「日本的なもの」と「日本的ではないもの」の二項対立の図式から脱出できていない。現状は、この両者の関係のみでは解釈しきれない現象が、主に交流史研究の進展によって既に多数提示されたにもかかわらず、旧来の図式にこれらの現象を取り込もうとしている。そのために多くの無理や矛盾が生じたのである。

そのような現象を受けて本稿は、従来の「倭」と「唐」の関係という図式を捨て、立体かつ動態的に行動していた東アジア全域の中で当該時期の日本文化を理解することを提唱している。その際に注目するのは、当該時期の東アジアに広域的に見られる、現地の言語で漢籍の知識に接し、そして現地の言語で知識・文化を再生産することである。

七章：「詞無碍解」の言語観と日本文化への影響——『東大寺諷誦文稿』第一四〇—一五四行の読解を介して——

『東大寺諷誦文稿』は、現存最古の漢字・片仮名からなる仮名交じり文として名高い。しかし、関連研究の多くは国語学によるものであり、歴史学者の関心は、それに在地社会の実態を求めようとする努力に集中していると言える。

筆者はそこに旧来の「国家仏教」^①と「民衆仏教」の図式が引きずられており、それによって無理な解釈が生じるだけでなく、『東大寺諷誦文稿』の持つ価値を理解できていないと考えている。それを踏まえて本稿は、唱導文の草案ないし手控え的なものという『東大寺諷誦文稿』の性質を重視し、仏教という斬新な知識体系と思考方式が、日本の文化形成にもたらした影響を追究するという視点で、『東大寺諷誦文稿』に迫りたい。

そのために本稿が利用したのは、『東大寺諷誦文稿』第一四〇—一五四行である。その内容は、『仁王経』第六品に見える「善慧地」の特徴の一つ、いわゆる「詞無碍解」をわかりやすく説明しているものである。しかもここで用いられたのは新訳『仁王経』であり、その日本伝来時間で『東大寺諷誦文稿』の成立時間の上限の推定もできる。

それよりも本稿が目指したいのは、「詞無碍解」という言語観念が、日本文化の形成に与えた影響である。簡潔にまとめると、知識を超越的な存在と認めた故に、異国言語の知識を現地言語に翻訳することができるようになる。その上に現地言語を用いて注釈・普及する段階を経て、現地言語による知識の再生産が可能となるという流れである。

そして、十・十一世紀のいわゆる「国風文化」を知識の再生産と見るならば、『東大寺諷誦文稿』はまさにその前段階に位置づけることができる。このような大きな文化受容史の一部として捉えることにこそ、『東大寺諷誦文稿』の真の価値があり、そして「国風文化」とは何かという問題の理解も進められると考える。